

平成28年 6月22日

第22期

第21回 農業委員会総会

議 事 録

苫小牧市農業委員会

平成28年 6月22日午後2時、第21回苫小牧市農業委員会総会を市役所本庁舎2階21会議室において招集したが、出席した委員及び議事の内容は次のとおり。

委 員	今 泉 宏 治
	及 川 末 男
	亀 谷 正 司
	野 村 真理子
	工 藤 良 一
	五十嵐 堅 司
	矢 農 誠
	山 内 幸 子
	佐久間 貴 子
	山 本 まり子
	丹 羽 秀 則

事務局	林 崎 局 長
	赤 松 主 査
	遠 藤 主 査
	川 村 主 査
	野 村 事務員
	阿 部 事務員

林崎局長

定刻となりましたので、ただいまから第21回苫小牧市農業委員会総会を開会いたします。本日は黒坂委員・谷口委員から所用のため欠席されるとの届出がありました。従いまして、本日の出席人数は11名で、在任いたします委員13名の過半数に達しておりますので、農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

< 会長 挨拶 >

会長には引き続き農業委員会会議規則第4条の規定により会議の議長をお願いいたします。

会 長

それでは、農業委員会会議規則第13条の規定による議事録の署名委員さんを指名させていただきます。1番今泉委員さん、2番及川委員さん、よろしくをお願いいたします。

これより、議案審議に入ります。

報告第1号「現況証明願いの専決処分について」事務局より説明してください。

赤松主査

報告第1号「現況証明願いの専決処分について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの報告第1号について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第1号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第1号については、原案のとおり、承認いたしました。

次に、議案第1号「農地所有適格法人要件の確認について」2件ありますが、始めに■■■■■■■■ ■■■■■■■■について事務局より説明してください。

赤松主査

議案第1号「農地所有適格法人要件の確認について」

～議案書及び要件確認書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの議案第1号の■■■■■■■■ ■■■■■■■■について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号の■■■■■■ ■■■■■■については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号の■■■■■■ ■■■■■■については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、■■■■ ■■について事務局より説明してください。

赤松主査

議案第1号「農地所有適格法人要件の確認について」

～議案書及び要件確認書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの議案第1号の■■■■ ■■について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号の■■■■ ■■については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号の■■■■ ■■については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、議案第2号「農用地利用集積計画の策定について」事務局より説明をお願いします。

林崎局長

議案第2号は、■■■委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、議事参与の制限がありますので、議案第2号の審議の間、ご退席をお願いします。

< ■■■委員 退席 >

赤松主査

議案第2号「農用地利用集積計画の策定について」

～議案書及び調査書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの議案第2号について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号については、原案のとおり、可決いたしました。
退席されている■■■委員に、再度会議に参加していただきますので、
少しお待ちください。

< ■■■委員 着席 >

次に、議案第3号「農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数について」事務局より説明をお願いします。

赤松主査

議案第3号「農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数について」
～議案書を朗読し内容を説明。

会 長

それでは、資料No.2の「農業委員会法改正と苫小牧市農業委員会の対応
について（案）」事務局長より説明をお願いします。

林崎局長

～資料No.2「農業委員会法改正と苫小牧市農業委員会の対応について
（案）」を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの議案第3号について、ご意見、ご質問はございませんか。

亀谷委員

農業協同組合等は推薦理事の任期があり、農業委員の任期まで推薦があれば続けることができるということですね。

林崎局長

はい。

亀谷委員

継続にあたっての手続きの申請等の期日はありますか。

林崎局長

こちらから任期が切れる1～2ヶ月前にご連絡させていただきます。

亀谷委員

わかりました。

農業委員の選出方法の条件がかなり幅広いと思いますが、農業協同組合も、農業共済も、法人も、農業者個人も対象で間違いありませんよね。

林崎局長

はい。

亀谷委員

農業者以外の者で、中立的な立場で公正な判断をすることができる者を
1人以上とありますが、農業者以外となるとこちらも幅広いと思います。

どういう基準で決めるかは、おそらく農業委員会という組織がある以上、
そのような事に精通している者が基準等を決めることになると思います。

苫小牧市定数案の場合、認定農業者が4人となっておりますが、4人以上になる場合もありますよね。

これは案なので、基本的な考え方ということなので、どういう風に決めていくかはこれからですね。

推進委員は農地の保全管理が重点目標で、農業委員の場合はそれにプラスして、農業の推進や発展など全般的なことがあると思いますが、事務局では会長と職務代理と議論した内容をたたき台として、総会に出して議論して煮詰めようとしているのか、又は腹案としてある程度の基準設定は考

えているのか。

林崎局長

同じようなお話が6月14日にも会長と職務代理からございました。最初の部分のお話になりますが、市町村によって言い回しが違いますが、「農業者、農業者が組織する団体から推薦をもらった方」という所は、出てくる人ではなく、推薦する人が農業者でなければ駄目です。

亀谷委員

それはわかります。今も農業協同組合からの推薦ですよ。例えば、農業協同組合から5人推薦があった場合や、他の団体からも推薦があり、30人になってしまいましたなど、そうなった場合どうしますか。

その為にある程度の基準、条件設定を決めておかなければ、混乱すると思います。

林崎局長

続きになりますが、団体の方は代表者が推薦することになるので、代表者とそれぞれ推薦される方の話し合いが必要となります。

農業者が組織する団体というのは、農業協同組合や農業共済以外にも国で示されている定款を持つ団体もあれば含まれる可能性があり、調査が必要です。

農業者からの推薦ですが、今までは選挙人名簿があったので選挙権がある方がわかりましたが、今はそれが無い状態なので、どのような方を農業者と見ますかというお話も出ました。

今までは農地だけ持っていて貸し借りしている方も、選挙権がありましたが、実際に営農している方からの推薦という部分をつけたほうが良いのではないかというお話もありました。

そのような部分も含めて、今後農業委員さんと打ち合わせをしなければならぬですが、まずは定数を議会に提出して条例を変更しなければならないので、今回の議案は定数のみとなっております。

その他にも決めなくてはならないことが多々ありまして、報酬につきましても、農業委員も最適化推進委員も同じ額に設定したいと思っております。

担当地区の保全や、現地調査や農地パトロールの下見などは、最適化推進委員の仕事になります。

農業委員さんは委員会に出席していただき、議案を可決していただくのと、農業振興等の仕事になります。

亀谷委員

せっかく汗を流して、やっていただくのですから、頭から否定する気は全くございません。

法定定数は27名の枠がありますが、今までは13名で、総合的に判断して農地の保全と議案処理や最適化推進委員をどうするかなど、考慮して13名になったということですね。

先程も言いましたが、決める為の基準はある程度絞っていかないと、今までは選挙人名簿というきちんとした基本がありました。法的に決められたことなので全くトラブルはありませんでした。

これからこのような漠然的なやり方をすると、他のほうから疑問点が出てくる可能性があると思うので、事前に整理しておかないといけませんね。

林崎局長

はい。農業委員の選出または募集の部局は市長部局なので、農業水産課が募集要項などを決めることになると思います。

最適化推進委員は農業委員会からの委嘱になりますので、事務局の方で最適化推進委員の募集要項などを決めることになると思います。

亀谷委員

今までは選挙でしたので選挙管理委員会でしたが、新しい法律のもとで行うには、農業委員会事務局が庶務的にやらないといけませんよね。

林崎局長

はい。

会 長

今回の議案は定数の決定ということなので、そういう具体的なことは今後決めることになります。

亀谷委員

定数が決まれば、仕事の割り振りも決まってくるし、報酬も決まってくる。

会 長

まずは定数を決めていただきたいです。

個人のイメージですが、農業委員だけだともう少し少なくてもいいかと思っておりました。

最適化推進委員を置かなくてはならないとなると、全国的に委員数が多くなりますね。

北海道と違って、内地は農家が多く面積が広いので、農地の保全となるとある程度の人数を確保しなければならないとなりますね。

全国一律に決めてしまうので、こういうことになってしまいました。

ただ反対、反対と言うだけでしたので、判断は農業委員会に任せるとか、北海道はこのままのほうが良いなど、やれば良かったと思います。

結局、国の数値で出てきたままですが、出てきた法律は法律ですので、従わざるをえないので、審議していただければと思っております。

亀谷委員

もともと農業委員会や農林水産省からの改正ではなく、国の規制緩和委員会で決めたことですね。

企業が参入しやすくする為にと動き出したことですね。

林崎局長 国のお話で言いますと、農業委員会に関する法律という項目ではなく、農業協同組合法の改正という一連の中に、農地法と農業委員会に関する法律も含めて、国会審議や新聞の報道でなっていました。

亀谷委員 その中にあり、なかなか表に出てこなかったが、一括審議されました。

会長 会長の言うとおりの定数だけを本日は決めるということで、会長と職務代理と事務局で考えていただいたのであれば、尊重いたします。

林崎局長 農地集積率について、もう一度説明してもらえますか。

林崎局長 はい。苫小牧の全体の農地面積が分母で、担い手の方、認定農業者や人・農地プランの中心的経営体になっている方、農業経営基盤強化促進法の基本構想の営農状態に達している方が持っている農地が分子で、割りまして70%を超えますと、最適化推進委員を置かなくていい農業委員会になります。

亀谷委員 3年後、70%を超えて推進委員を置かなくても良くなれば、農業委員7人のみになるということですか。

会長 そうなるかならないかは、その時の農業委員会で決めることになると思います。

林崎局長 平成32年7月の改選の1年前に同じ様に総会で話し合い、その時の委員さんに議論してもらおうことになると思います。

亀谷委員 農地の保全管理や農業振興の発展や推進などを色々な項目を考慮して、総合して決めなければならないですよ。

林崎局長 その時の委員さんで決めていただきます。

亀谷委員 最適化推進委員も入って議論できますか。

林崎局長 入って議論できます。

亀谷委員 農業委員は農地の保全管理を行ってはいけないのですか。

会長 農業委員、最適化推進委員、両方行っても構わない。

亀谷委員 役割分担があり、お互い整合性を持ってやるので、農業委員は両方できるが、最適化推進委員は両方できませんよね。

林崎局長 そうです。

亀谷委員 70%超えた場合は、仕事の質と量があると思うので、それを加味して新たに決めなくてはならないですよ。

林崎局長 そうです。

会長 集積率が超えた場合は委員会で委員さんが議論して決めることになります。

亀谷委員 資料の最後の部分ではっきりうたってしまっているの、まだ定数以外

の具体的な内容も決めていないのに、これから決めなくてはならないことたくさんありますよね。

会 長 具体的なことはこの委員会ではなく、別の所で決めることになります。
亀谷委員 委員会としては、定数のみで、あとは全て市長部局が決めることになるのですか。

会 長 最適化推進委員は農業委員会で決めて、農業委員は市長部局で決めることになります。

亀谷委員 定数以外の具体的な内容は農業委員会に諮らないのか。

五十嵐委員 定数をまず決めて、議会に出して、議員さんがその先を決めることであって、具体的な内容などはまた市のほうから意見を求められたら、返答すればいいのではないか。

亀谷委員 今後の問題について聞いている。

矢農委員 条例改正等のスケジュールや、農地集積率が上がった場合の最適化推進委員を置かなくて良くなった場合に農業委員のみの体制で行うなど、案として上がってきているが、今後の農業委員会では議論しないのかと、亀谷委員は確認したいのではないのか。

本日は定数のみ決定し、条例改正等のスケジュールなどは今後議論していくということですよ。

亀谷委員 そのことを何度も確認しているのです。

それを頑なに市長部局で決めると言っていたので。

矢農委員 その部分が事務局に伝わっていなかったと思いますので、そこは今後も議論するということが確認できれば納得できると思います。

亀谷委員 はい。定数については尊重すると言いました。

矢農委員 農地集積率が上がった場合、農業委員7名のみなのか、最適化推進委員が6名無くなった分、農業委員を増やすのか、最適化推進委員を置かなくて良くなっても、あえて置くのか、体制はその時の農業委員会で議論するということですよ。

推進委員を置かなくて良くなった場合に農業委員のみの体制で行うとはっきり書いてしまっていますので、それを原則としつつ、その時の農業委員で定数を含めて議論するということがよろしいですか。

そこが確認できれば、皆さん納得できると思います。

林崎局長 矢農委員さんのおっしゃるとおりです。市長部局にこの文章が届きますと、市長部局のほうに行ってこれからどうするか考えます。

只今、矢農委員さんの言われたことがまさしくそういうことです。

矢農委員 市長部局のほうの判断だけれども、市長部局の判断だけで決定するのはなく、農業委員会に諮りながらやっていくということによろしいですか。

林崎局長 はい。

矢農委員 そこが食い違ってただけで、定数の話は誰も反対などはないと思います。

亀谷委員 これからも議論していかないといけないのは明らかで、本日は定数を決めるだけですよね。

その他はその時に議論すればいいことであって、そこまでこだわってはいません。

会 長 その他にご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第3号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第3号については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、その他(1)「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の期間満了について」事務局より説明をお願いします。

赤松主査 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の期間満了について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長 ただいまのその他の(1)について、何かご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、その他(1)を終了します。

次に、その他(2)「第22回農業委員会総会の開催について」事務局より説明をお願いします。

赤松主査 その他(2)「第22回農業委員会総会の開催について」

～開催予定日を報告

～7月26日(火)午後2時開催を決定。

会 長 その他、事務局から何かございませんか。

無いということですが、委員さんのほうからは何かございますか。

(各委員から「ありません」との声あり)

無いようですので総会を閉じてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは第21回農業委員会総会を閉じさせていただきます。大変有難うございました。

(午後3時10分閉会)

以上、会議の顛末を記録し、後日に証するためここに署名捺印する。

議 長 印

委 員 印

委 員 印